

議案第79号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年9月13日

三朝町長 吉田 秀光

平成14年9月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和45年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条～第4条 略	第1条～第4条 略
第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局	第5条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局

に支払わなければならない。

(1) 次号から第6号までに掲げる場合  
以外の場合 10分の3

(2) 3歳に達する日の属する月以前で  
ある場合 10分の2

(3) 70歳に達する日の属する月の翌月  
以降である場合（次号に掲げる場合  
を除く。） 10分の1

(4) 70歳に達する日の属する月の翌月  
以降である場合であって、当該療養  
の給付を受ける者の属する世帯に属  
する被保険者（70歳に達する日の属  
する月の翌月以降である場合に該当  
する者その他国民健康保険法施行令  
（昭和33年政令第362号）第27条  
の2第1項に規定する者に限る。）  
について同条第2項に規定するところ  
により算定した所得の額が同条第  
3項に規定する額以上であるとき  
10分の2

(5) 退職被保険者（国民健康保険法（昭  
和33年法律第192号。以下「法」と  
いう。）第8条の2第1項に規定す  
る退職被保険者をいう。）である場  
合（前2号に掲げる場合を除く。）  
10分の2

(6) 退職被保険者の被扶養者（法第8  
条の2第2項に規定する退職被保険  
者の被扶養者をいう。）である場合  
（第2号から第4号までに掲げる場  
合を除く。）

ア 診察 薬剤若しくは治療材料の  
支給、処置、手術、その他の治療  
（病院又は診療所への入院に伴う  
ものを除く。）又は居宅における  
療養上の管理及びその療養に伴う  
世話その他の看護を受けるとき

に支払わなければならない。

(1) 次号又は第3号に掲げる者以外の  
被保険者 10分の3

(2) 退職被保険者（国民健康保険法（昭  
和33年法律第192号。以下「法」と  
いう。）第8条の2第1項に規定す  
る退職被保険者をいう。） 10分の2

(3) 退職被保険者の被扶養者（法第8  
条の2第2項に規定する退職被保険  
者の被扶養者をいう。）

ア 診察 薬剤若しくは治療材料の  
支給、処置、手術、その他の治療  
（病院又は診療所への入院に伴う  
ものを除く。）又は居宅における  
療養上の管理及びその療養に伴う  
世話その他の看護を受ける場合

(2) 退職被保険者（国民健康保険法（昭  
和33年法律第192号。以下「法」と  
いう。）第8条の2第1項に規定す  
る退職被保険者をいう。） 10分の2

(3) 退職被保険者の被扶養者（法第8  
条の2第2項に規定する退職被保険  
者の被扶養者をいう。）

ア 診察 薬剤若しくは治療材料の  
支給、処置、手術、その他の治療  
（病院又は診療所への入院に伴う  
ものを除く。）又は居宅における  
療養上の管理及びその療養に伴う  
世話その他の看護を受ける場合

<p>10分の3</p> <p>イ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（それに伴う診察、薬剤若しくは治療材料の支給又は処置、手術その他の治療を含む。）を受ける<u>とき</u></p> <p>10分の2</p> <p>2 略</p> <p>第6条以下 略</p>	<p>10分の3</p> <p>イ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（それに伴う診察、薬剤若しくは治療材料の支給又は処置、手術その他の治療を含む。）を受ける<u>場合</u></p> <p>10分の2</p> <p>2 略</p> <p>第6条以下 略</p>
--	--

附 則

この条例は、平成14年10月1日から施行する。